

アザリアホーム

— 平成24年度版 —

社 会 福 祉 法 人 湘 南 福 寿 会

法 人 の 概 要

所 在 地

茅ヶ崎市堤691

TEL 0467-54-5811(代)

設 置 経 営

社会福祉法人 湘南福寿会

代 表 者

理事長 小林 義之

厚生省法人認可月日

平成1年11月20日

開 設 年 月 日

平成2年5月1日

敷 地 面 積

4,271.76 m²

建 物 面 積

3,902.75 m²

事 業 内 容

特別養護老人ホームアザリアホーム

☆ 介護老人福祉施設サービス (長期入所)

☆ 短期入所生活介護サービス (ショートステイ)

ケアセンターアザリアホーム

☆ 通所介護サービス (デイサービス)

☆ 訪問介護サービス (ホームヘルパー)

☆ 給食サービス (食事宅配)

居宅支援センター アザリアホーム

☆ 居宅介護支援サービス (ケアプラン作成)

アザリアホーム職員の誓い

- ・ 我々は、笑顔を持って親切丁寧に対応いたします
- ・ 我々は、公平・平等に対応いたします
- ・ 我々は、社会福祉法人として適切な対応をいたします



当施設は老人福祉法を基として介護保険法に準じた運営を実施し、身体的又は精神的な障害等により介護認定を受けられ、介護を必要とされている高齢者や高齢者を支えていられる家族の方々を援助させて頂くための施設です。

何かお困りの事等ございましたら、お気軽にご相談ください。

相談専用連絡先

0467-54-8818

いつでも施設見学が出来ます。ご自由にお越し頂きお声掛けください。

湘南福寿会代表者

理事長 小林 義之



平成12年4月1日より介護保険制度が施行され、日々暗中模索の状況から早12年が経過いたし、とりあえずは無事に経営することができました。

これも地域の方々をはじめ、多くの方々のご支援ご協力によるものと深く感謝致しており、この場をかりてお礼申し上げます。

また、皆様方に対していろいろな面でご迷惑をお掛けしている部分もあると思われませんが、当法人に対しての皆様方のあたたかい見守りの気持ちで支えられていると思われ、更に感謝申し上げます。

これまでの皆様方の気持ちに少しでも応えるため、当法人として何かお役に立てることが出来ればと探求し、精一杯努力してまいりました。

これから当施設と致しまして「誠心誠意」、「何ができるのか」をスローガンに掲げ、「気持ちよく利用していただける施設」をモットーに、結果につながるため、安心して利用していただける施設を目指します。

また、新体制へ向けての「措置」から「保険」へ、「運営」から「経営」へ、「利用者」から「お客様」へと意識改革により、「もう一度利用したい」と思われるような施設となれるよう、一期一会の気持ちを念頭におき努力いたします。

今後については更なる精進が必要とされており、地域の方々は素より介護を必要とされている方々の一助となれるように役職員一丸となってベストをつくす所存でございますので、更なるご支援ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

法人の沿革

社会福祉法人湘南福寿会が平成元年11月20日付けにより社会福祉事業法第29条による認可を受け設立、本法人が経営する特別養護老人ホームアザリアホームを平成2年5月1日に事業開設、その後アザリアホーム一時入所事業を平成2年7月1日より開始する。

平成2年9月1日には、本法人が経営するアザリアホームケアセンターを開設してデイサービス事業を開始、アザリアホーム家庭奉仕員派遣事業（ホームヘルパー事業）を平成2年10月1日開始、在宅老人給食サービス事業を平成3年7月1日開始、施設入浴サービス事業を平成6年7月1日より開始したが平成10年度をもって事業終了となる。

また、本法人が経営する在宅介護支援センターを平成5年4月1日に開設して在宅介護支援事業を開始、（保健・医療・福祉）サービス調整事業を平成7年4月1日より開始したが平成11年度をもって事業終了となる。

平成12年4月1日より新たな介護保険制度が開始され、介護保険法による体制に変わり、従来の特別養護老人ホーム措置入所事業は介護老人福祉施設入所サービス事業、デイサービス事業は通所介護サービス事業、短期入所事業は短期入所生活介護サービス事業、家庭奉仕員派遣事業は訪問介護サービス事業となる。

また、平成13年1月1日より定員数の変更が認められ、介護老人福祉施設入所サービス事業の定員を54名、短期入所生活介護サービス事業の定員を16名に改めて開始する。

平成13年10月1日より、給食サービスについて地区割りが廃止され、個々の自宅へ直送となる。

平成17年9月1日より既存施設東側に介護老人福祉施設入所サービス事業のため新棟を増築いたし、28床増床となる。そのため介護老人福祉施設入所サービス事業定員82名、短期入所生活介護サービス事業定員16名に改めて開始する。

基本方針

介護保険制度が施行し12年が経過し高齢者社会が進みつつある中、本法人も「措置」から「保険」へ、「運営」から「経営」へ、「利用者」から「お客様」へと全職員の意識を再認識し、特に今年度においては「職員満足」から「利用者の満足から得る職員の満足」へと全職員の意識改革を図り良質な介護サービスを提供し、多くの方々に利用していただけるように努める。

又、地域における総合的な福祉サービスの提供を拠点として、施設機能の充実と在宅福祉サービスのより一層の展開を図るとともに、公的介護による制度上での変化を視野に入れながら、施設福祉及び在宅福祉を通じて老人福祉の向上に一層の精進をしていくものとする。

アザリアホームについて

当アザリアホームは、社会福祉法人湘南福寿会が設置経営致しているサービス事業です。

社会福祉法人とは、人と人の中で困ったことを補う事を国から認められた団体であり、特に当施設については高齢者の方々についての様々な問題に、ご協力できるよう努めている団体です。

アザリアホームは、高齢者の方やその家族が抱えてきた介護の不安や負担を、少しでも支えることが出来ればと日々努めており、介護する方、介護される方に安心した社会を提供したいと考えております。

このため、高齢者についての総合相談をはじめ長期入所、短期入所、通所介護、訪問介護、給食配食等のサービス提供を行っております。



ご利用方法

ご利用に際しましては、居住地区内の市(区町村)役所が発行する介護保険証が必要となります。

…介護保険証をお持ちの方…

当施設の介護支援専門員(居宅介護支援)をご指名いただければ、直に専門のスタッフが伺い、利用者等のご希望に合わせたプランを作成して、いち早くサービスをご利用いただけます。

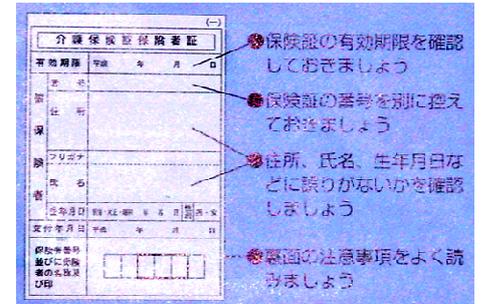
(サービス以外のプラン作成までは無料)

…介護保険証をお持ちでない方…

基本的には、居住地区内の市(区町村)役所の介護保険課に申請の手続きをおとり下さい。

当施設の総合相談専門員(在宅介護支援)にご連絡いただければ、直に専門のスタッフが伺い、申請等全ての手続きをご家族等に代わって代行申請いたします。要介護認定を受けられ、介護保険証が発行された後、当施設の介護支援専門員(居宅介護支援)に引継ぎ、利用者等のご希望に合わせたプランを作成し、サービスをご利用いただけます。

(上記と同様サービス以外のプラン作成までは無料)



総合相談専門員及び介護支援専門員
お気軽にご相談ください。お待ちしております。

サービスの内容

① 介護老人福祉施設 (長期入所)

食事や排泄など常時介護が必要とされている高齢者の方で、自宅では介護が困難な状況である方が入所できます。

入所された方は、食事、入浴、排泄など日常生活のお手伝いはもとより、機能訓練、健康管理など様々なサービスが受けられます。

入所に際し、要介護状態区分1以上が必要です。

入所を希望される方は、本人及び家族等が当施設に直接申し込んでください。後日、当施設の担当職員が連絡後、伺わせて頂きます。

② 短期入所生活介護サービス (ショートステイ)

短期間、施設に宿泊しながら食事、入浴、排泄など日常生活のお手伝いや機能訓練などのサービスが受けられます。また、当施設までの送迎についても、ご希望によって当職員が責任をもって行います。

介護者の入院、諸用事、介護疲れ、冠婚葬祭時等、また高齢者自身の休養及びリフレッシュ等に短期入所サービスをぜひご利用ください。

短期入所は、要介護状態区分要支援以上がご利用いただけます。

短期入所サービスを利用されたい方は、担当のケアマネージャーにご相談ください。当施設のケアマネージャーの方は、希望の日等を連絡いただければ、出来るかぎりご希望に副うよう努めます。

短期入所サービスの利用日数は、要介護認定等の有効期間(原則6ヵ月)のおおむね半数(90日)を超えないことを目安とします。



③通所介護サービス (デイサービス)

毎週ご希望の曜日にご家庭へ朝方お迎えに伺い、日常生活のお手伝い及び入浴、食事等のサービス提供や日常動作訓練、レクリエーションなどのサービスを受けられ、夕方ご家庭までお送りいたします。介護者の諸用事、介護疲れ等の解消、また高齢者自身の孤立感解消等生きがいの一部としてぜひ通所介護サービスをご利用ください。通所介護は、要介護状態区分要支援以上がご利用いただけます。通所介護サービスを利用されたい方は、担当のケアマネージャーにご相談ください。当施設のケアマネージャーの方は、希望の曜日等を連絡したければ、出来るかぎりご希望に副うよう努めます。通所介護サービスは、月曜日から土曜日までの8:30から17:30まで実施しております。早朝及び延長利用については別途ご相談ください。



④訪問介護サービス (ホームヘルパー)

ホームヘルパーなどがご家庭にうかがい(訪問)、食事、入浴、排泄等の介助及び通院の付添い(身体介護)や、炊事、掃除、洗濯、買い物等日常生活のお手伝い(家事介護)のサービス提供を行います。介護者が仕事や諸用事で家を空ける時などや、独居等高齢者自身の日常生活のお手伝い等にぜひ訪問介護サービスをご利用ください。訪問介護は、要介護状態区分要支援以上がご利用いただけます。訪問介護サービスを利用されたい方は、担当のケアマネージャーにご相談ください。当施設のケアマネージャーの方は、希望の日、時間等を連絡したければ、出来るかぎりご希望に副うよう努めます。訪問介護サービスは、月曜日から土曜日までの8:30から17:30まで実施しております。早朝等の利用については別途ご相談ください。



⑤給食配食サービス (お弁当配食サービス)

給食サービスは、茅ヶ崎市の委託を受けた事業であり、茅ヶ崎市にお問い合わせ下さい。尚、当施設にもお気軽にお問い合わせ下さい。
TEL 0467-54-5811

給食サービスのサービスを受けられる方は、おおむね65歳以上の高齢者でひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、または身体障害者の方が受けられます。また、平成23年6月から日中の独り暮らしの方も利用が認められ、昼夕食の選択による配食も始まりました。給食サービスは、健康維持に配慮するメニュー作りに取り組み、安全で食べやすいお弁当を提供させていただいています。給食サービスは、月曜日から金曜日のお昼10:30から12:30までと夕方15:30から17:00までお弁当をご家庭に配食いたします。一食 600円となっております。



⑥居宅介護支援センター (ケアマネージャー・プラン作成)

居宅介護支援センターは、要介護認定がされた後、どんなサービスをどれくらい利用するかという(ケアプラン)を作成いたします。ケアマネージャーが本人及び家族の意向を受けとめ、プランの作成をいたします。(料金は無料です)



ご利用案内

☆ 安全運転に心がけお迎えに伺います ☆



【皆様のための受付です】



私たちに送迎をおまかせ下さい !!

多くの方が乗れるワゴン車タイプと狭い道にも対応している軽自動車タイプがございます。



☆ さまざまなタイプのお部屋でお待ちしております ☆



快適な生活をお手伝いします



ゆったりとお風呂にはいってください



おいしい食事を召し上がってください



〔 介護保険及びサービス内容 〕

介護保険制度は、わたしたちの住んでいる市区町村が保険者となって運営する制度です。
 40歳以上の方が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部(原則として1割)を支払って介護サービスを利用する制度が介護保険制度です。
 ・65歳以上の方………介護や支援が必要と認定された方がサービスを利用できます。
 ・40歳以上65歳未満の方………老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護や支援が必要と認定された方がサービスを利用できます。

※ 特定疾病………筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症、シャイ・ドレーガー症候群、初老期における痴呆、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、脳血管疾患、パーキンソン病、閉塞性動脈硬化症、慢性関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護老人福祉施設サービス (運営方針)

1. 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
2. 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。
3. 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い市町村(特別を含む。以下同じ。)、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。)、他の介護老人福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供する者と密接な連携に努めなければならない。

(事業所の運営日及び営業時間)

1. 営業日 年中無休
2. 利用定員 82名
3. 申込受付時間 午前9時～午後6時
4. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(基本利用料金)【精神科医療養指導・看護体制加算・栄養ケアマネジメント加算等を含む】

【旧措置入所者】1日あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室料金	1,806円	1,924円	2,065円		
多床室料金	1,032円	1,147円	1,287円		
食事代	1,600円	1,600円	1,600円		
自己負担(個)	3,406円	3,524円	3,665円		
自己負担(多)	2,632円	2,747円	2,887円		

【2000年4月1日以降入所者】1日あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室料金	1,806円	1,879円	1,955円	2,029円	2,102円
多床室料金	1,032円	1,104円	1,179円	1,252円	1,323円
食事代	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
自己負担(個)	3,406円	3,479円	3,555円	3,629円	3,702円
自己負担(多)	2,632円	2,704円	2,779円	2,852円	2,923円

短期入所生活介護サービス (運営方針)

1. 指定短期入所生活介護事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 居宅サービス計画が作成している場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供する。

(事業所の運営日及び営業時間)

1. 営業日 年中無休
2. 利用定員 16名
3. 申込受付時間 午前9時～午後6時
4. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(基本利用料金)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室料金	1,642円	1,758円	1,804円	1,877円	1,953円	2,027円	2,099円
多床室料金	858円	979円	1,051円	1,123円	1,198円	1,271円	1,342円
食事代	1,600円						
自己負担(個)	3,242円	3,358円	3,404円	3,477円	3,553円	3,627円	3,699円
自己負担(多)	2,458円	2,579円	2,651円	2,723円	2,798円	2,871円	2,942円

* 送迎・療養食加算は別途料金が掛かります。
 * 介護職員処遇改善加算により、他の加算・利用日数により料金が増減致します。

通所介護サービス

(運営方針)

1. 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 居宅サービス計画が作成している場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

(事業所の運営日及び営業時間)

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。(但し、当年12月29日から翌年1月3日までは除く)
2. 営業時間 午前 8時30分から午後 5時30分までとする。
3. サービス提供時間 午前 9時30分から午後 4時40分までとする。

(基本利用料金)

【 7時から9時間 】 支援は月間料金(食事は一回あたり)、介護は一回あたりの料金

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料 金	23,518円	46,060円	9,119円	10,598円	12,159円	13,710円	15,250円
介護保険	2,352円	4,606円	912円	1,060円	1,216円	1,371円	1,525円
食 事	800円	800円	800円	800円	800円	800円	800円
自己負担	3,152円	5,406円	1,712円	1,860円	2,016円	2,171円	2,325円

訪問介護サービス

(運営方針)

1. 事業所の訪問介護職員は、利用者が要介護、要支援状態等どんな場合でも、可能な限り在宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、一人一人にあった多様で質の高い適切なサービスが提供されるよう配慮して行うものとする。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、在宅で安心して生活が維持されるよう公正中立に行うものとする。
3. 事業の運営に当たっては、常に利用者個々の状態を把握し状態変化を見つけ関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。
4. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し常に利用者の立場に立って在宅において安心して生活が維持されるようサービス・支援を行う
5. 事業の実施に当たっては、高齢者が社会の中で自分の存在価値を実感し色々な人々の交流の中で生きていることの喜び、意味を見だし社会との接触を保ちながら生活を続けることができるような援助を行う。

(事業所の運営日及び営業時間)

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。(但し、当年12月29日から翌年 1月 3日までは除く)
2. 営業時間 午前 8時30分から午後 5時30分までとする。
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(基本利用料金)

	生活援助(45分未満)	身体介護(30分未満)	身体介護(1時間未満)
料 金	2,063円	2,761円	4,365円
介護保険	1,856円	2,484円	3,928円
自己負担	207円	277円	437円

居宅介護支援サービス

(運営方針)

1. 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう指定居宅介護支援を行う。
2. 事業所の介護支援専門員は、利用者の選択に基づき、適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが多彩様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の運営日及び営業時間)

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。(但し、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までは除く)
2. 営業時間 午前 8時30分から午後 5時30分までとする。
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(基本利用料金)

無 料

〔平成24年度 事業報告〕

(1) 運営状況

平成12年度より介護保険制度が施行され、本法人も「措置」から「保険」へ、「運営」から「経営」へ、「利用者」から「お客様」へとの変革を全職員が認識し、特に今年度においては「誠心誠意」をスローガンにおき、利用者が満足されるサービス提供に努めました。また、サービス提供の基本として職員一人一人が笑顔をもって親切丁寧な対応に努めました。さらに、利用者のプライバシー保護及び危険回避を考慮し、第三者委員会の設置等苦情は元より利用者の意見を運営に反映できるように努めました。

介護保険制度施行によって新たな請求業務が加わり、神奈川県国民健康保険団体連合会やサービスを利用された方々への請求については円滑に行うことができ、特に利用者への領収書等も見やすい内容へと心がけ行いました。

(2) 役員会及び評議員会状況

平成 23年 5月 22日	監事会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度事業監査 ・平成22年度会計監査
平成 23年 5月 23日	理事会・評議委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人湘南福寿会平成22年度監事監査報告 ・平成22年度社会福祉法人湘南福寿会事業報告(認定) ・平成22年度社会福祉法人湘南福寿会会計決算(認定)
平成 23年 8月 20日	理事会・評議委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者行事等について ・業務状況報告(4月～7月)
平成 23年 11月 9日	理事会・評議委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人湘南福寿会理事の委嘱について ・社会福祉法人湘南福寿会監事の選任について ・社会福祉法人湘南福寿会給与規程の一部改正について ・平成23年度収支補正予算(第一次) ・神奈川県法人指導監査(平成23年11月15日実施)について
平成 24年 2月 7日	理事会・評議委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県指導監査の結果通知(平成23年11月15日実施)について ・平成24年度インドネシア研修生受入れについて ・感染症及び新型インフルエンザ等について
平成 24年 3月 28日	理事会・評議委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人湘南福寿会給与規定の一部改正について ・平成23年度収支補正予算(第二次) ・平成24年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画 ・平成24年度社会福祉法人湘南福寿会予算 ・平成23年度介護職員処遇改善費について

(3) 職員状況

()と青字は兼務で勤務の人数

		施設長	事務員	生活相談員	支援専門員	介護職員	看護師	ヘルパー	栄養士	調理員	宿直員	医師
介護老人福祉施設	常勤	1	3	1	1	28	1		1	2		
	パート		2		1	17	5		1(1)	9	1	8(1)
短期入所生活介護サービス	常勤	1	3	1		28	1		1	2		
	パート		2			17			1(1)	9		
通所介護サービス	常勤	1	3	1(1)		3			1	2		
	パート		2			4	5		1(1)	9		1
訪問介護サービス	常勤	1	3					1				
	パート		2					3				
居宅介護支援センター	常勤	1	3		1							
	パート		2		2							
給食サービス	常勤	1	3						1			
	パート		2						1(1)	5		
実数合計	常勤	2	3	2(1)	2	3(28)	2	1	1	2		
	パート		2		3	4(17)	5	3	1(1)	5(7)	1	8(1)

(3) 業務状況

介護老人福祉施設状況

入所実施機関別・年齢別数

(平成24年3月31日現在)

実施機関	年齢								計
	64歳以下	65歳～ 69歳	70歳～ 74歳	75歳～ 79歳	80歳～ 84歳	85歳～ 89歳	90歳以上		
茅ヶ崎市福祉事務所	1	2	7	11	10	16	11	58	
藤沢市福祉事務所			1	3	2	4	5	15	
寒川町福祉事務所			1		2			3	
その他の町福祉事務所				3			2	5	
計	1	2	9	17	14	20	18	81	

平均年齢 (平成24年3月31日現在)

男	女	平均
79.9	84.2	83

短期入所生活介護サービス状況

区分	月別												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
茅ヶ崎市延利用者数	266	232	270	302	395	443	396	334	324	317	342	351	3,972
藤沢市延利用者数	22	15	34	47	47	39	27	8	8	8	13	49	317
寒川町延利用者数	18	18	16	18	17	21	22	28	32	21	44	21	276
その他市延利用者数	30	35	30	5	6	19	6	12	12	2	23	9	189
延利用日数合計	336	300	350	372	465	522	451	382	376	348	422	430	4,754
1日平均延利用人員	11.2	9.7	11.7	12.0	15.0	17.4	14.5	12.7	12.1	11.2	15.1	13.9	13.0
利用者延数	70	65	72	74	80	84	75	79	81	76	77	78	911

通所介護サービス状況

区分	月別												合計	平均
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
利用延数	181	199	194	203	223	187	196	195	180	181	188	215	2,342	195.2
利用料徴収数	181	199	194	203	223	187	196	195	180	181	188	215	2,342	195.2
実施回数	26	26	26	26	27	25	26	26	24	24	25	27	308	25.7
1日平均	7.0	7.7	7.5	7.8	8.3	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	8.0	91.2	7.6

訪問介護サービス状況

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	平均
利用者数	14	13	14	17	16	15	16	16	15	14	15	15	180	15.0
延回数	142	168	157	177	183	183	152	193	173	147	164	167	2,006	167.2
延時間数	148.0	160.0	155.0	177.5	185.5	184.5	174.0	207.5	194.0	160.5	177.0	190.0	2,113.5	176.1

給食サービス状況

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	平均
延食数	689	630	840	842	930	753	776	767	777	663	727	733	9,127	760.6
回数	20	19	22	20	23	20	20	20	21	19	21	21	246	20.5
一回当り	34.5	33.2	38.2	42.1	40.4	37.7	38.8	38.4	37.0	34.9	34.6	34.9	445	37.0

居宅介護ケアプラン作成状況

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	平均
介護支援	63	63	64	65	62	64	63	63	62	60	62	64	755	62.9
予防支援	13	14	13	12	12	12	12	14	14	16	16	14	162	13.5

〔平成24年度 会計報告〕

介護保険制度施行に伴い新たな会計に移行し、当法人については社会福祉法人会計基準に則って会計処理いたしました。更に、減価償却等の実施に伴い、より適正な資産の計上及び現況に則した計上をいたしました。

資金収支計算書

自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月31日

勘定科目	金額
経常活動による収支	
収入①	448,313,082
支出②	440,431,556
経常活動資金収支差額③=①-②	7,881,526
施設整備等による収支	
収入④	0
支出⑤	2,232,300
施設整備等資金収支差額⑥=④-⑤	△ 2,232,300
財務活動による収支	
収入⑦	1,800,000
支出⑧	7,010,000
財務活動資金収支差額⑨=⑦-⑧	△ 5,210,000
予備費⑩	0
当期資金収支差額合計⑪=③+⑥+⑨-⑩	439,226

前期末支払資金残高⑫	67,351,211
当期末支払資金残高⑬=⑪+⑫	67,790,437

財産目録

平成24年3月31日現在

資産・負債の内訳	金額
I 資産の部	
1、流動資産	
現金	300,000
預金	11,502,263
未収金	68,165,123
貯蔵品	50,000
流動資産合計	80,017,386
2、固定資産	
(1) 基本財産	806,395,540
建物	505,711,540
土地	300,684,000
(2) その他の固定資産	55,282,485
建物	1,343,297
構築物	2,328,890
機械及び装置	1,873,707
車両運搬具	2,798,633
器具及び備品	4,379,767
ソフトウェア	129,441
投資有価証券	160,000
運転資金特別積立預金	17,000,000
福利協会退職年金預金	25,268,750
固定資産合計	861,678,025
資産の部合計	941,695,411
II 負債の部	
1、流動負債	
未払金	12,130,456
預り金	96,493
流動負債合計	12,226,949
2、固定負債	
設備資金借入金	62,520,000
退職給与引当金	25,268,750
固定負債合計	87,788,750
負債の部合計	100,015,699
差引純資産	841,679,712

事業活動収支計算書

自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月31日

勘定科目	金額
事業活動収支の部	
収入①	459,154,148
支出②	461,714,171
事業活動収支差額③=①-②	△ 2,560,023
事業活動外収支の部	
収入④	7,467,750
支出⑤	8,421,208
事業活動外収支差額⑥=④-⑤	△ 953,458
経常収支差額⑦=③+⑥	△ 3,513,481
特別収支の部	
収入⑧	0
支出⑨	0
特別収支差額⑩=⑧-⑨	0
当期活動収支差額⑪=⑦+⑩	△ 3,513,481
繰越活動収支差額の部	
前期繰越活動収支差額⑫	6,381,808
当期繰越活動収支差額⑬=⑪+⑫	2,868,327
基本金取崩額⑭	0
基本金組入額⑮	0
その他の積立金取崩額⑯	0
その他の積立金積立額⑰	0
次期繰越活動収支差額⑱=⑬+⑭-⑮-⑯-⑰	2,868,327

貸借対照表

平成24年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	80,017,386	流動負債	12,226,949
固定資産	861,678,025	固定負債	87,788,750
基本財産	806,395,540	負債の部合計	100,015,699
その他の固定資産	55,282,485		
		純資産の部	
		基本金	576,596,000
		国庫補助金等特別積立金	262,215,385
		その他の積立金	0
		次期繰越活動収支差額	2,868,327
		(うち当期活動収支差額)	△ 351,3481
資産の部合計	941,695,411	純財産合計	841,679,712
		負債・純財産の部合計	941,695,411

〔平成23年度 行事報告〕



4月 花見見学にて



7月 平塚七夕祭り見学にて



7月 濱降祭神輿来園



8月 茅ヶ崎花火見学にて



8月 施設納涼祭にて



9月 施設敬老会にて



10月 幼稚園児慰問にて



11月 菊花展見学にて



12月 クリスマス会にて



1月 当施設新年会にて



1月 消防まとい訪問来園



3月 当施設節分にて



〔個人情報保護について〕

(1) 基本

平成17年4月1日より「個人情報保護法」が実施となりました。当事業所につきましては「個人情報保護法」及び関係法令、厚生省ガイドラインの趣旨を遵守し、知り得た個人情報につきましては、サービス提供等必要最低限の使用とし、その目的以外には使用いたしません。

(2) 利用範囲の制限

① 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者が、業務の遂行上必要な限りにおいて行う。

② 個人情報の目的外利用、第三者への提供、預託、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等の個人情報の漏洩行為をしてはならない。

③ 法人職員、派遣職員、委託外注職員及び関係者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせまたは、不当な目的に使用してはならない。その業務に関わる職を退いた後も同様とする。

(3) 利用目的の範囲

① 利用者、関係者が同意した、サービス利用に関わる業務。

② 利用者、関係者が当事者である契約の準備または、履行のために必要な場合。

③ 法人が従うべき法的業務の履行のために必要な場合。

④ 利用者、関係者の生命、健康、財産等の重要な利益を保護するために必要な場合。

⑤ 裁判所及び令状に基づく、権限の行使による開示請求等があった場合。



湘南福寿会アザリアホーム組織表

社会福祉法人湘南福寿会

【 法 人 】

理事長	小林義之
最高責任者	



【 役 員 】 7名

【 評 議 員 】 15名

理事	小林義之	監事	小笠原次男
理事	岩沢貞吉	監事	廣瀬忠司
理事	廣瀬康男		
理事	石井昭		
理事	砂川禮子		
理事	生川昇		
理事	小林亨		

評議員	小林義之	評議員	石井修一
評議員	岩沢貞吉	評議員	岡本敏明
評議員	廣瀬康男	評議員	石井莊平
評議員	石井昭	評議員	若井隆
評議員	砂川禮子	評議員	大栗和行
評議員	生川昇	評議員	原田吉一
評議員	小林亨	評議員	米山康之
		評議員	和田美千代

法人の業務の決定機関

法人の業務の審議機関

アザリアホーム

【 職 員 】

施設長	小林亨
管理者	



【 総 務 部 】

総務部長	荻山孝雄
全事業に関連する業務	

【 事 業 部 】

事業部長	田中晶
各サービス実施業務	

事業部長補佐 野甲紀子



【 事務課 】	【 栄養課 】	【 施設介護課 】	【 看護課 】	【 支援課 】	【 通所介護課 】	【 訪問介護課 】
人事担当 小林	管理栄養士 木ノ下	課長 亀田百恵	課長 岡本里江	居宅担当 榎	通所担当 細川	訪問担当 大木
調理担当 石黒	短期担当 中村	入所担当 嵯峨	居宅担当 早川	通所担当 石田		
		通所担当 鈴木	居宅担当 宮久保			

- *総合人事・労務・雑務
- *総合食事提供
- *介護老人福祉施設
- *サービス看護提供
- *居宅介護支援センター
- *通所介護サービス
- *訪問介護サービス
- *総合経理・出納・庶務
- *給食配食サービス
- *短期入所生活介護
- *総合請求・契約・債務



事務課 栄養課 施設課 看護課 支援課 通所課 訪問課